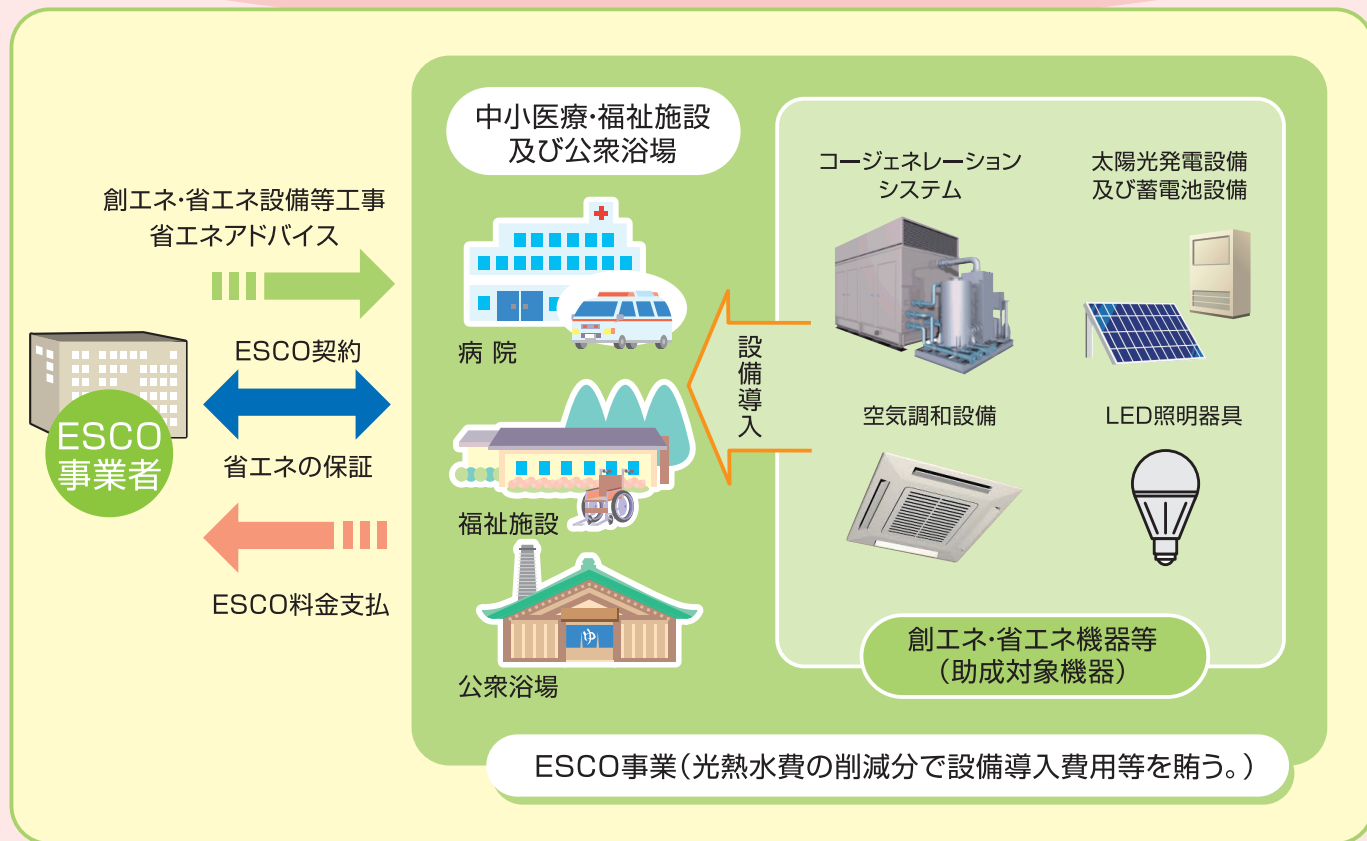


助成制度のご案内

中小事業所向け 熱電エネルギーマネジメント支援事業

中小医療・福祉施設及び公衆浴場への創エネ・省エネ機器等の導入を支援します。



施設所有者のメリット

エネルギーコスト	
ESCO契約前	ESCO契約後
ガス料金	削減金額
電気従量料金	ESCO事業等の経費
電気基本料金	ガス料金
	電気従量料金
	電気基本料金

- ① 多額の初期投資をすることなく、設備新設・更新が可能です。
- ② 設備改修にかかる経費を光熱水費の削減分等から賄います。
- ③ ESCO事業者が保守管理等を行うため、設備管理の手間がかかりません。

【ESCO事業とは?】

エネルギーの専門家が、施設に対して省エネルギー診断に基づいて、設備改修等によりエネルギーの削減量を保証する(ESCO契約)事業です。施設の運営者は、省エネ効果による光熱水費の削減分からESCO事業者を経費を支払う仕組みです。

※ESCO契約には、ESCO事業者が設備改修工事等の資金を確保する「シェアード・セイビングス契約」と、施設の運営者自らが設備改修工事等の資金を確保する「ギャランティード・セイビングス契約」の2種類があります。

助成事業対象施設

- ① 民間医療施設(病床数20床以上～200床未満)
- ② 民間福祉施設(利用定員数28人以上～200人未満)
- ③ 民間公衆浴場(銭湯)

助成事業対象事業者

- ① ESCO事業者(助成事業対象施設において、エネルギーの削減量を保証するESCO事業を行う事業者)
- ② 助成事業対象施設の運営者(①のESCO事業者とギャランティード・セイビングス契約を締結し、共同申請する場合に助成対象事業者となります。)
- ③ リース事業者(助成対象となるESCO事業において、リースを導入し、①のESCO事業者又は②の施設の運営者と共同申請する場合に助成対象事業者となります。)

助成事業の主な要件

- ① ESCO事業者が中小医療・福祉施設及び公衆浴場への創エネ・省エネ機器等を導入するに当たり、ESCO契約(リース事業が伴う場合は、リース契約を含む)を締結し、施設へのエネルギーマネジメントを実施することとします。
- ② ピーク時の電力消費を5%以上抑制することとします。
- ③ コージェネレーションシステム(以下「CGS」という。)を**必ず導入**することとします。
- ④ CGSで使用する燃料は、天然ガス又は液化天然ガスとし、炭素換算係数が、天然ガスの1.1倍未満のものとしします。
- ⑤ 30kW以上の発電能力を有するCGSを設置する場合は、発電効率(%)と排熱利用率(%)が次の数値を満足することとします。
 $2.17 \times \text{発電効率}(\%) + \text{排熱利用率}(\%) > 87(\%)$

助成対象機器・助成額(設計費・設備費及び工事費を含む)

助成対象機器	助成額(助成率)
コージェネレーションシステム(必須)	助成対象機器の設置に要する経費の2分の1以内 (太陽光発電設備については、公称最大出力1キロワットにつき2万円以内) ※ 上限額は1億円 ※ 国の補助金制度等を併用する場合は、公社の助成金と国の補助金等を合算し、経費の2分の1となるまで助成します。
LED照明器具	
空気調和設備	
太陽光発電設備及び蓄電池設備	

事業実施年度

- ・平成26年度～平成30年度の期間内において、助成金申請を受け付けます。
- 工事については、平成32年12月28日までに完了するものが助成対象となります。ただし、当該助成金の対象となる工事と耐震工事を同時に実施する場合は、平成33年12月28日とすることができます。

助成事業のスケジュール

事 項	時 期
申請期間	随時受付いたします。
助成金交付審査	申請書類受領日から2か月程度
事業開始	交付決定の通知を受領した日から1年以内に工事を開始してください。
事業完了	工事完了後、工事完了報告書を提出してください。
効果検証報告	実績報告書を提出した年度の翌年度から毎年度(2年間)の実績を報告してください。

●お問合せ先



公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京)

〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階
TEL 03-5990-5085 FAX 03-6279-4697
URL <https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/netuden/>